平成２６年（フ）第２１３号
北海道利尻郡利尻町沓形字富士見町58番地３
破産者　福井　正利
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
釧路市美原１丁目６番13号
破産者　脇本　慎一
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
福島県郡山市方八町１丁目１番34号　コーポラスＳＡＳＡＧＥ302号
破産者　丹野　克也
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
福島県須賀川市緑町109番地　ニューグリーンハイツ106号、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市岩渕字植松50番地２
破産者　沖津　勝彦
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
福島県会津若松市和田２丁目７番41号　メゾンリュミエールＡ―102、前住所北海道札幌市清田区北野５条４丁目19番46号　いずみハイツ北野Ａ―203号
破産者　菅家　昌代（旧姓寺本・澄川）
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
茨城県水戸市河和田２丁目６番地の７　コーキマンション102号
破産者　大澤　洋一
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６号
茨城県日立市東多賀町３丁目17番12―101号、開始決定時の住所茨城県日立市水木町２丁目８番50―301号
破産者　山口　勝也
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９３号
福島県会津若松市幕内東町11番46号、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字下安松701番地の２　メゾン秋津306
破産者　山口　和夫
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９４号
福島県会津若松市幕内東町11番46号、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字下安松701番地の２　メゾン秋津306
破産者　山口　幸子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９１号
静岡市清水区横砂東町14番２号　ペアハイム１号、旧住所静岡市清水区高橋２丁目７番20号
破産者　鎌田　正行
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
静岡県田方郡函南町仁田122番地の６　クエスト三田Ｂ102
破産者　畑山　俊助
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
静岡県田方郡函南町塚本56番地の10
破産者　鈴木ひろえ
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
滋賀県高島市新旭町藁園3015番地１、前住所滋賀県高島市新旭町新庄1346番地14
破産者　浜本　健志
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３７号
滋賀県大津市大江１丁目３番５―410号
破産者　上野　秀治
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
広島市中区舟入幸町20番26―503号
破産者　木村　広成
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０号
広島県呉市瀬戸見町18番10号、開始決定時の住所広島県呉市警固屋４丁目２番20号
破産者　角西歯科医院こと　角西　俊三
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９４号
徳島県板野郡上板町瀬部216番地３、旧住所徳島県板野郡藍住町富吉字地神29番地11
破産者　松下　雄介
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
徳島県板野郡上板町瀬部216番地３、旧住所徳島県板野郡藍住町富吉字地神29番地11
破産者　松下　祥子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部